



広報

伝統を引き継いで

5月3日、下船岡神社で神幸祭が開催されました。神を先頭にして、子どもから大人まで参加し熱気に包まれました。

やず



平成30年
(2018)

6月号

No. 159

—— 今月の主な内容 ——

- ゴールデンウィーク
八頭町で豊かな自然を満喫…………… 2～3P
- 町長就任あいさつ…………… 4P
- 伝統を引き継いで
— 下船岡神社神幸祭開催 —…………… 5P
- まちの話題…………… 28～29P

安徳の里・姫路公園まつり

5月3日(憲法記念日)に、安徳の里・姫路公園で、「安徳の里・姫路公園まつり」が開催され、午前9時から公園内を流れる清流を会場にヤマメ釣り大会が行われ、町内外からエントリーした約120名の釣り人が釣果を競いました。

また、約1,000人の家族連れなどが訪れ、公園内で子どもたちはヤマメのつかみ取りなどで遊び、歓声をあげていました。

ウィーク な自然を満喫



4/30

第23回 ふなおか竹林まつり

4月30日(月・休)に、船岡竹林公園で「第23回ふなおか竹林まつり」が開催され、約1,500人が来場。八頭町観光大使の「種まきピアニストりほ♪」さんによるライブ、タケノコ掘り体験や竹とんぼ飛ばし大会、サイコロゲームなどの各種イベントで盛り上がりました。

ゴールデン 八頭町で豊か



笑顔で元気、 ともに歩むまちづくり



町長就任あいさつ

八頭町長 吉田 英人

すがすがしい初夏の季節を迎え、町民の皆様におかれましては、ますますご健勝のことと拝察いたします。

さて、私このたびの町長選挙におきまして、無投票再選の栄に浴せていただき、今後、4年間、継続して町政執行という重責を担わせていただくことになりました。これもひとえに、町民の皆様方の温かいご支援、ご厚情の賜物と感謝しているところであります。

合併して、八頭町は今年14年目を迎えますが、振り返ってみますと、この4年間、国、地方を問わず、厳しい財政状況のなか、「第2次八頭町総合計画」を策定し、目指すべき本町の将来像と実現のための課題を明確に、取り組みを進めてまいりました。また、「八頭町総合戦略」をもとに、まちの将来に大きな問題となる人口減少対策や地域の活性化として、隼ラボのオープンや若桜鉄道の観光列車「昭和」など、まちづくりを計画的に推進しているところであります。

そのような中で懸案でありました保育所をはじめ、小中学校の適正配置は町民の皆様方のご理解とご協力により、来春完了する見込みであります。

さらには、町民の皆様方に、住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らしていただけるよう「地域福祉計

画」に基づき、概ね旧小学校区を単位とする地域の福祉組織、まちづくり委員会を現在、14地区中9地区で立ち上げていただき活動をしていただいております。残り5地区については、平成30年度を始期とする「第2期福祉総合計画」を策定し、今後、全地区での立ち上げを目指しているところであります。

今回、私の新たな4年間のまちづくりの目標として、明日を創る5つのビジョンを掲げました。

- ① 笑顔を創る（子育て・健康・福祉）
- ② 豊かさを創る
（農林業・商工業・観光）
- ③ 輝きを創る（教育・文化・スポーツ）
- ④ 安心を創る
（防災・防犯・交通・環境）
- ⑤ まちを共に創る
（協働・参画・人権・行財政）

これらを実現するため、議会の皆様と議論し、町政発展のため町民の皆様方のご理解をいただきながら施策に取り組み、公平で公正な行政の推進と情報公開に心がけ「笑顔で元気、共に歩むまちづくり」に邁進したいと決意しております。

今後とも、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

伝統を引き継いで

下船岡神社神幸祭開催



八頭町無形民俗文化財に指定されている「下船岡神社神幸祭」が5月3日(憲法記念日)に、下町、坂町地内で開催されました。

この、神幸祭は、近年は3年ごとに開催されており、今回は戦後20回目の開催となります。

この日の朝、境内では獅子舞が奉納

されたあと、諸々の儀式が行われ、榊を先頭に面冠・奴・御幟・惣供・神輿などで構成された大行列が下町、坂町集落を練り歩きました。

「榊」は行列の花形で、御神体を乗せた神輿を先導する役目を担っています。「八幡さんのご機嫌だー」

「あー、チョンヤサー」と担ぎ手たちが

声を合わせて上下にゆすりながら進みます。途中「こらが榊の練りどころ」と号令をかけると、担ぎ手たちは榊を地面にドスンと降ろし、今度は榊を上空に放り上げます。

行列の主役、神輿は重さが約400貫(約1ト)といわれ、全員の呼吸がそろわなければ、思い通りに動かすことができません。

日が沈み、辺りが暗くなると境内に行列の二行が到着し、神輿と榊が激しくぶつかり合う「練り合い」が始まります。担ぎ手が互いにぶつかり合う様子は迫力満点で、祭りは最高潮に達しました。



迫力満点の練り合い



行列の花形の榊



かわいい面冠



元気いっぱい奴

平成29年度(下半期)

財政状況の報告

地方自治法第243条の3第1項及び八頭町財政状況の公表に関する条例第2条の規定により、平成29年10月1日から平成30年3月31日までの間における八頭町の財政状況を公表します。

○歳入歳出予算の執行状況(平成29年10月1日～平成30年3月31日)

(単位：千円,%)

区 分	予算現額	収入済額	執行率	支出済額	執行率
一 般 会 計	11,040,478	9,751,152	88.3	9,132,935	82.7
国民健康保険特別会計	2,279,347	2,038,410	89.4	1,968,549	86.3
簡易水道特別会計	353,055	279,017	79.0	279,751	79.2
住宅資金特別会計	14,191	14,412	101.5	10,774	75.9
公共下水道特別会計	574,316	419,680	73.0	330,585	57.5
農業集落排水特別会計	672,408	650,351	96.7	624,410	92.8
介護保険特別会計	2,477,955	2,407,505	97.1	2,128,080	85.8
宅地造成特別会計	16,519	16,520	100.0	15,577	94.2
墓地事業特別会計	473	753	159.1	247	52.2
後期高齢者医療特別会計	183,187	182,728	99.7	179,347	97.9
上私都財産区特別会計	4,800	5,753	119.8	107	2.2
市場、覚王寺財産区特別会計	11	11	100.0	0	0.0
上津黒、下津黒財産区特別会計	1,000	2,508	250.8	0	0.0
篠波財産区特別会計	19,900	19,896	99.9	1,280	6.4
大江財産区特別会計	8,970	8,050	89.7	295	3.2
計	17,646,610	15,796,746	89.5	14,671,937	83.1

(注1) 収入より支出が多い会計については、会計間の繰替運用により経理しています。

○住民の税負担等の状況

区 分	収入済額(千円)	1人当たり負担額(円)
町 民 税	564,054	32,568
固 定 資 産 税	577,866	33,366
軽 自 動 車 税	64,004	3,696
町 た ば こ 税	81,452	4,703
国民健康保険税	353,265	92,333
介護保険料	467,723	80,144

(注2) 一人当たり負担額は、

町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税については、収入済額を住民基本台帳人口17,319人で除した額。

国民健康保険税については、収入済額を被保険者数3,826人で除した額。

介護保険料については、収入済額を第1号被保険者5,836人で除した額。



○会計別基金現在高の状況 (単位：千円)

区 分	現在高
一 般 会 計	6,523,292
国民健康保険特別会計	68,690
住宅資金特別会計	48,061
介護保険特別会計	142,548
宅地造成特別会計	48,755
墓地事業特別会計	6,789
計	6,838,135

○会計別地方債現在高の状況 (単位：千円)

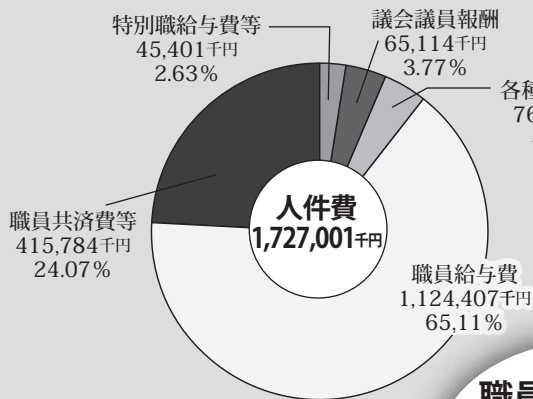
区 分	現在高
一 般 会 計	11,689,544
簡易水道特別会計	1,213,893
住宅資金特別会計	10,918
公共下水道特別会計	2,094,516
農業集落排水特別会計	3,485,680
宅地造成特別会計	46,583
墓地事業特別会計	0
計	18,541,134

平成30年度 人件費の概要

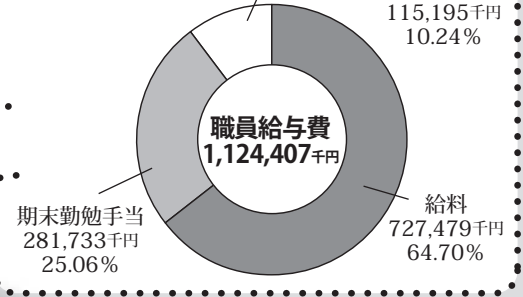
一般会計当初予算の歳出額
107億7,100万円のうち

人件費17億2,700万円

町職員の給与等は、地方自治法と地方公務員法に基づき、町議会での審議と議決を経て決定されていますが、行政運営の透明性・公平性の確保を目的に、平成30年度の職員給与等、人件費の概要をお知らせします。



【職員給与費内訳】



※「人件費」とは、特別職の給与、議員や各種委員の報酬、一般職員の給与を加えた総額のことでです。

職員数 201人

一人当たりの平均給与費
5,579千円

※「給与」とは、「給料」に職員手当(主に扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当など)を合わせたものです。「給与費」とは、「給与」に期末・勤勉手当を合わせたものです。

※再任用短時間勤務職員は除く

■特別職の給料月額など

区分	給料月額	区分	報酬月額
町長	802,000円	議長	313,000円
副町長	634,000円	副議長	233,000円
教育長	594,000円	委員長	225,000円
		議員	217,000円

※上記の特別職には、6月期(1.575月分)と12月(1.725月分)の割合等で期末手当が支給されます。

■職種別平均給料・給与月額及び平均年齢

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	296,626円	322,184円	40.9歳
技能労務職	337,500円	352,617円	51.8歳

■学歴別初任給

区分	初任給
一般行政職	大学卒 179,200円
	高校卒 147,100円

※「初任給」は、平成30年4月採用者で、採用前に民間企業などに勤務した経験のない者の給料月額です。

主な職員手当の状況

手当名	内	容																
扶養手当	①子…月額10,000円/人 ②上記以外の者…月額6,500円/人 ③15歳に達する日以後の最初の4月から22歳に達する日以後の最初の3月までの間にある子…月額5,000円/人加算																	
住居手当	①月額12,000円を超える家賃を支払って借家等に居住する職員…家賃の額に応じ月額最高27,000円まで																	
通勤手当	①公共交通機関などの利用者…運賃などの額が月額55,000円以下は全額 ②自動車などの使用者…距離に応じて月額2,000円から31,600円																	
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康、困難な勤務などに従事したときに支給																	
期末勤勉手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期末手当</td> <td>1.225月分</td> <td>1.375月分</td> <td>2.60月分</td> </tr> <tr> <td>勤勉手当</td> <td>0.90月分</td> <td>0.90月分</td> <td>1.80月分</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2.125月分</td> <td>2.275月分</td> <td>4.40月分</td> </tr> </tbody> </table>	区分	6月期	12月期	計	期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分	勤勉手当	0.90月分	0.90月分	1.80月分	合計	2.125月分	2.275月分	4.40月分	一般職員の支給割合 ※職制上の段階、職務の級などによる加算措置あり
区分	6月期	12月期	計															
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分															
勤勉手当	0.90月分	0.90月分	1.80月分															
合計	2.125月分	2.275月分	4.40月分															
管理職手当	課長等 34,000円、42,000円、52,500円	保育所長 34,000円を毎月支給																

6月から大雨に注意

水害への備えを

昨年の台風18号による河川の増水で損壊した護岸(下峰寺地内)

水害は、6月の梅雨期から集中豪雨や台風の接近する10月まで集中して発生しています。

特に近年は、全国各地で時間雨量50ミリを超えるゲリラ豪雨が頻発し、水害や土砂災害による大きな被害が増加傾向にあります。

本町では、昨年9月17日から18日に最接近した台風18号では、町が設置した7か所の避難所には、多い時には30人以上が避難しました。また、5つの集落では、独自に一時避難所を設置しました。この台風で、人的被害は発生しませんでした。道路関係や河川関係、農業関係などに被害が発生しました。

また、10月22日から23日に通過した台風21号も町が設置した3か所の避難所に、多い時には20人を超える避難者が訪れ、眠れぬ夜を過ごしました。この台風でも、人的被害は発生しなかったものの町内各地で雨や、風による被害が発生しています。

防災意識の向上と共に早期に自主避難を始める方が増えて来ているように思われます。

水害に限らず、あらゆる災害では、まず「自分の命は自分で守る」ということが大切です。

皆さんも日頃から水害への備えをおこなしましょう。

● 水害への事前対応

- ・ 八頭町防災マップをご覧いただき、自宅周辺では、土砂災害など、どのような災害リスクがあるか確認しておきましょう。
- ・ 浸水想定区域を日頃から熟知しておき、浸水時の避難ルートを決めておきましょう。
- ・ 側溝や排水溝は掃除をして、水を良くしておきましょう。
- ・ 風で飛ばされそうな物は、固定したり、建物の中へ格納しておきましょう。

● 水害への初期対応

大雨や台風が接近するときは、気象情報・水位に関する情報・付近の雨量に注意が必要です。

避難が必要な場合、町では、「避難準備・高齢者等避難開始」、「避難勧告」、「避難指示(緊急)」を発令しますが、状況によっては自主的に早めの避難が必要になります。

次ページの「風水害・土砂災害時の避難の心得」を参考に日頃から災害に備えておきましょう。

風水害・土砂災害時の避難の心得

避難情報について

町では風水害や土砂災害が発生する恐れが高まった時は、災害が発生するまでに避難を終えられるよう「避難勧告」等(右表参照)を町民のみなさんに防災無線・緊急速報メール・ケーブルテレビ等を通じて発令します。

発令されたら、町が指定した避難場所や安全な場所、知人宅などへ避難するなど「命を守る行動」をとりましょう。

避難に関する情報の種類と意味

種類	情報の意味	
避難準備・高齢者等避難開始	避難の準備を整えてください。避難行動に時間を要する方(高齢者や身体の不自由な方等)は、避難を開始してください。	
避難勧告	速やかに避難場所に避難をしましょう。	すでに避難所へ行くのが危険な場合、付近の安全な場所や建物内の上層階の安全な場所へ避難しましょう。
避難指示(緊急)	緊急に避難場所に避難をしましょう。	

①安全な避難路の確認を

避難場所までの経路(避難路)は、あらかじめ決めておき、安全に通行できるか確認しておきましょう。



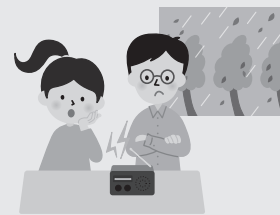
②非常持出品の事前準備を

避難するときに必要な荷物は人により異なります。自分や家族にとって必要な物を事前に準備しておきましょう。



③正確な情報収集を

テレビやラジオで正確な気象情報等を収集し、豪雨が予想される場合は早めに避難しましょう。



④避難の呼びかけに注意を

気象情報や町が呼びかける避難情報を基に、町の指定避難場所や集落等で決めている安全な施設へ避難しましょう。



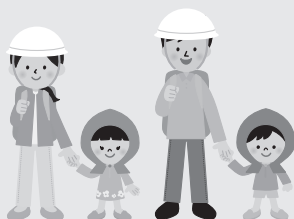
⑤高齢者等の避難に協力を

高齢者や子ども、障害のある人は、早めの避難が必要です。協力しながら避難しましょう。



⑥2人以上で避難を

避難するときは、動きやすい格好で、2人以上での行動を心掛けましょう。



⑦足元に注意を

浸水している場所を歩くときは、さぐり棒を持ち、側溝や排水路に転落しないように注意しましょう。



⑧避難出来ない時は上部階へ

避難ルートが安全が確保できない等緊急を要する場合は、浸水が及ばない建物の上部階や高台等へ避難しましょう。



平成30年4月から 国民健康保険制度が変わりました

国民健康保険(国保)は、職場の健康保険等に参加していない人のための公的な医療保険です。国民皆保険を支える国保を将来にわたり継続していくため、国保制度の改革が行われました。

これまで、市町村ごとに国保事業を運営してきましたが、平成30年4月からは、都道府県も保険者となって、市町村と一緒に運営を担うことになりました。国からの財政支援も拡充され、国保財政の仕組みを大きく変えることで運営の安定化を図ります。

高額療養費の該当回数を県内で通算します

都道府県単位で国保加入者の資格を管理することになるため、県内市町村へ転居した場合でも資格は継続します(ただし、保険証は転居後の市町村で改めて交付します)。県内市町村への転居で世帯の継続性が認められる場合は、高額療養費の多数回該当の該当回数を通算するため、自己負担限度額が引き下げられ、負担が軽減されます。

※世帯の継続性とは…国保上の世帯主を基準とした転居前後での家計の同一性、世帯の連続性をいいます。

※高額療養費の多数回該当とは…過去12か月以内で高額療養費の対象となった月数が4回以上ある場合、4回目から自己負担限度額が引き下げられる制度です。

平成30年4月から、他の市町村へ転居しても、同じ鳥取県内であり、住民票の世帯構成が同じなどの条件を満たしている場合は、高額療養費の支給回数が引き継がれるようになりました。

(例) 多数回該当のカウント方法

自己負担限度額を超えた月を「●」としております。

	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
これまで	●	●	—	●	●	●	●	●
	1回目	2回目		3回目	1回目	2回目	3回目	4回目
↓				↑				↑
ここで市町村に転居(鳥取県内)				ここから多数該当に				
平成30年 4月から	●	●	—	●	●	●	●	●
	1回目	2回目		3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
↑				↑				
ここで市町村に転居(鳥取県内)				ここから多数該当に				

各種届出は 『14日』以内にしましょう

世帯変更、住所変更、世帯主変更は、法令等で14日以内に市町村へ届書を提出することになっています。

15日を過ぎてから届書を提出された場合には、高額療養費多数回該当の回数を通算することなどができない場合があります。



健診は毎年受けることが大切です!!

国民健康保険、後期高齢者医療制度に4月末までに加入された40歳以上のかたに、特定健診・後期高齢者健康診査の受診券を送付しています。

健診の受診時には、「受診券」と「保険証」が必要です。受診日まで大切に保管しましょう。

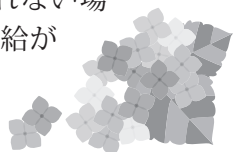
※被保険者の資格がなくなったときは、町民課まで返却をお願いします。



6月は児童手当「現況届」を提出する月です

この届出は、受給者の方に毎年6月1日現在の状況を記載していただき、引き続き児童手当を受ける要件があるかどうかを確認させていただくために行っています。

児童手当の受給者全員に「現況届」の用紙を郵送しますので、期限内に必ず提出してください。なお、この届出をされない場合、6月分以降の児童手当支給が停止となります。



提出いただくもの

- 現況届出書…現況届(6月初旬郵送)の内容をご確認ください。
- 健康保険被保険者証の写し(受給者本人)
*八頭町の国民健康保険加入者は必要ありません。
- ※児童の住所が町外にある場合
- 別居監護申立書
- その児童を含む世帯全員の住民票(本籍、続柄入り)

提出期限 6月29日(金)

問い合わせ・提出先 町民課 ☎76-0211
船岡住民課 ☎72-0044
八東住民課 ☎84-1222

狂犬病予防補足注射

今年度最後の集合注射を行いますので、未接種の場合はお近くの会場で予防接種を受けてください。

必要なもの

- 狂犬病予防注射済票交付申請書(はがき)
登録のある犬の所有者には5月に送付済みです。
新規登録の場合は手数料のみお持ちください。

手数料 ○登録済の犬 3,050円
○新規登録の犬 6,050円

注射日程 6月3日(日)

郡家保健センター	八頭町役場 船岡庁舎	八頭町役場 八東庁舎
10:15~10:30	10:45~11:00	11:30~11:40

※狂犬病予防注射済票交付申請書(はがき)を獣医に持参し注射を受けると、狂犬病予防注射済票(青い骨型のもの)を病院で受け取れます。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211

後期高齢者医療歯科健康診査(口腔健診)について

歯・歯肉の状態や口腔清掃状態等をチェックする「歯科健康診査(口腔健診)」を実施します。口腔機能の低下や、肺炎等の疾病を予防するために年に一度は口腔健診を受けましょう。

対象者

後期高齢者医療制度に加入している方(入院・入所されている方を除く)

申込先

八頭町町民課、船岡住民課、八東住民課、後期高齢者医療広域連合

※申込みをされた方には、後日、後期高齢者医療広域連合から受診券・問診票・医療機関一覧が送付されます。送付された歯科医院一覧の中から、希望する医院に予約し、健診を受けてください。

受診費用

無料(受診後に治療行為が行われる場合は有料となります。)

受診期間

6月1日(金)~平成31年1月31日(木)
※健診は、年度内に1回のみです。

問い合わせ

鳥取県後期高齢者医療広域連合
業務課 ☎0858-32-1095
八頭町役場 町民課 ☎76-0205

猫の不妊・去勢手術費用の助成について

飼い主のいない猫を減らすため猫の不妊・去勢手術費用の助成事業を行っています。

【飼い猫の場合】

助成金額 メス 4,000円 オス 2,000円

申請方法 手術を受ける前にお近くの動物病院にて申し込み。

申請期間 8月31日まで

問い合わせ 公益社団法人 鳥取県獣医師会
☎0857-53-4300
ホームページ <http://www.tori-vet.jp/>

【野良猫の場合】

助成金額 最大1万円

申請方法 手術を受ける前に町民課にて申し込み。

問い合わせ 町民課 ☎76-0211



平成30年度 集団検診・医療機関検診のご案内

6月から集団検診・医療機関検診が始まります。
 あなたとあなたの大切な人のために、年に1回は
 検診を受けましょう。



1 受診方法

- ①**集団検診**：5月下旬にお送りしている集団検診日程表の会場で直接受診してください。
- ②**巡回検診**：5月下旬にお送りしている巡回検診日程表の会場で直接受診してください。
 (ただし、大腸がん、肺がん・結核検診のみです)
- ③**医療機関検診**：希望の八頭町契約医療機関に直接予約して受診してください。
 詳しくは受診券に同封されている案内をご覧ください。

2 受診期間 平成30年6月1日～平成31年2月28日

3 健診の内容 (対象者：平成30年4月2日～平成31年4月1日の間に到達する年齢を示します。)

種類	対象者	自己負担額		持参品
		集団	医療機関	
胃がん検診	40歳以上	無料	※ 1,000円	集団検診： ◇がん検診受診券 巡回検診： ◇がん検診受診券 ◇問診票 (必ず記入してご持参ください) 医療機関検診： ◇がん検診受診券 ◇健康保険証 ◇受診券に記載されている自己負担金
大腸がん検診	40歳以上	無料	※ 500円	
肺がん検診	40歳以上	無料	※ 1,000円 (喀痰あり 1,900円)	
結核検診	65歳以上			
乳がん検診	40歳以上の偶数年齢の女性	無料	※ 1,000円	
	40歳以上の奇数年齢の女性で前年度未受診の方 (事前に役場 保健課へ申込みが必要)			
子宮がん検診	20歳以上の女性	無料	※ 1,500円 体部同時 2,000円	
前立腺がん検診	50歳以上の男性	無料	—	
骨粗しょう症検診	40、45、50、55、60、65、70歳の女性	無料	—	
肝炎ウイルス検査	40歳以上74歳までの方で今までに受けたことのない方	無料	—	
特定健康診査	40歳以上74歳までの方 (国保)	無料		
	40歳以上74歳までの方 (国保外)	特定健康診査受診券に記載されている金額		
後期高齢者医療健康診査	65歳以上74歳までの方で、受診日に後期高齢者医療保険に加入している方	無料		
	75歳以上の方			

※市町村民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、医療機関検診の負担金は無料です。
 ※40歳の方の全てのがん検診、20～29歳の方の子宮がん検診は無料です。
 ※医療機関検診 (胃がん検診) は、今年度自己負担金1,000円です。

問い合わせ

保健課 (郡家保健センター)
 ☎ 72-3566

この機会にぜひ受診しましょう！

6月の保健課事業

日曜日	内容	時間	場所	対象
6 水	さわやか体操教室	(1部) 9:45~10:45 (2部) 10:45~11:45	郡家保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
7 木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
	6か月児健康診査	(受付) 12:45~13:00	郡家保健センター	H29.10.25~H29.12.7生
8 金	離乳食講習会	(受付) 9:15~ 9:30~11:30	郡家保健センター	H29.7.21~H29.9.8生 H30.1.8~H30.2.26生
11 月	健康相談	(受付) 9:30~10:30	八東保健センター	一般
12 火	ゆるやか体操教室	14:00~15:00	八東保健センター	一般
14 木	集団検診	(受付) 8:30~10:00	八東ふれあい スポーツセンター	検診案内チラシをご覧ください
	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
15 金	集団検診	(受付) 8:30~10:00	八東ふれあい スポーツセンター	検診案内チラシをご覧ください
18 月	認知症の人と家族のつどい	13:30~15:30	郡家保健センター	認知症の方を介護している 家族の方など
20 水	さわやか体操教室	10:45~11:45	船岡保健センター	一般
21 木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
	5歳児健康診査	個人の通知でお知らせします。	郡家保健センター	H25.4.24~H25.6.19生
26 火	集団検診	(受付) 8:30~10:00	中央人権啓発センター	検診案内チラシをご覧ください
	ゆるやか体操教室	10:45~11:45	郡家保健センター	一般
27 水	集団検診	(受付) 8:30~10:00	中央人権啓発センター	検診案内チラシをご覧ください
28 木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
	2歳児歯科健康診査	(受付) 12:45~13:00	郡家保健センター	H28.2.1~H28.3.31生
29 金	育児相談	13:30~15:00	郡家保健センター	H30.3.26~H30.4.29生

7月上旬の保健課事業

日曜日	内容	時間	場所	対象
2 月	健康相談	(受付) 9:30~10:30	郡家保健センター	一般
4 水	さわやか体操教室	(1部) 9:45~10:45 (2部) 10:45~11:45	郡家保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
5 木	水中運動教室	(1部) 9:45~10:30 (2部) 10:45~11:30	八東保健センター	(1部) 64歳以下 (2部) 65歳以上
	3歳児健康診査	(受付) 12:30~12:45	郡家保健センター	H27.5.11~H27.7.5生
9 月	集団検診	(受付) 8:30~10:00	八東保健センター	検診案内チラシをご覧ください
10 火	集団検診	(受付) 8:30~10:00	八東保健センター	検診案内チラシをご覧ください

八頭町全血献血(400ml)協力のお願い

みなさまの善意による無償の献血が尊い命を救います。
 八頭町では、次の日程で献血を行いますので、
 ご協力をお願いします。

献血日程(400ml全血献血) 6月8日(金)

時間	献血会場
9:30 ~ 11:00	鳥取県八頭庁舎 (旧鳥取県八頭総合事務所)
12:30 ~ 14:30	ケアハウスすこやか
15:30 ~ 17:00	郡家警察署

今月の健康相談のご案内

日 時 6月11日(月)
場 所 八東保健センター
受 付 9時30分~10時30分
内 容 健康相談・栄養相談

上記の健康相談日以外にも健康相談をお受け
 します。お気軽にお問い合わせください。

問い合わせ 保健課 ☎72-3566

6月4日(月)～10日(日) 「歯と口の健康週間です」



6月4日は、6(む)と4(し)の語呂合わせで、「むし歯予防の日」と言われています。

昨年度行われた「健康やず21(第2次)」中間評価において、過去1年間に歯科健診を受診した人や歯科用補助清掃機具(歯ブラシ以外)を使用している人が増えているにも関わらず、歯ぐきに腫れや痛みを感じる人は増えています。

食後に歯磨きをしないで、口の中が汚れたまままですと、口の中にいる細菌が食品の糖を利用して歯垢(細菌のかたまり)を作り、その中でできた酸が歯を溶かしてしまい、虫歯になります。また、歯垢などが原因となって歯ぐきの腫れや痛みなどが起こり、歯周病などで歯を失うこともあります。

むし歯や歯周病などの予防のため、毎食後に正しい歯磨きをし、バランスの良い食生活に気をつけましょう。

また、口腔の病気の予防と早期発見のため、自分に合った歯科用補助清掃機具の使用や、定期的な歯科健診を受けましょう。

正しい歯磨きと定期的な歯科健診であなたの大切な歯を守りましょう。

6月1日(金)～7日(木)は HIV検査普及週間です

鳥取市保健所では、無料・匿名で エイズ検査をしています

定例検査日【要予約】

毎週月曜日 13:30～15:30
(祝日の場合、翌営業日実施)

特別検査日【要予約】

夜間検査 6月4日(月) 17:30～19:30

休日検査 6月3日(日) 13:30～15:30

問い合わせ

鳥取市保健所 健康支援課
鳥取市富安2丁目 104-2 さざんか会館2階
☎ 0857-22-5694 FAX 0857-22-5669

健康づくり計画 健康やず21(第2次)の 中間評価を行いました

八頭町では健康づくりに関する計画「健康づくり計画 健康やず21」を平成25年3月に策定し、平成25年度から34年度までの10か年計画として事業を推進しています。

29年度は計画の5年目であり、計画策定時に掲げた目標値に対する取り組みの中間評価を行いました。

その結果、全100指標のうち、目標を達成した指標が4指標(4.0%)、改善した指標が50指標(50.0%)となり、合わせて54.0%の指標で一定の改善がみられました。

改善した主な指標	改善を要する主な指標
75歳未満のがんの年齢調整死亡率が減少	糖尿病有病者や予備群が増加
がん検診の受診率が増加	メタボリックシンドローム該当者が増加
妊婦の飲酒、喫煙が減少	運動やスポーツ習慣者の割合が減少
未成年や妊婦へ飲酒や喫煙を勧める人が減少	適正体重を維持している人が減少

計画後期の主な取り組み

計画の後期(30～34年度)では改善を要する指標について重点的に事業を推進していきます。

- ・乳がん検診の無料化や肝炎ウイルス検査の医療機関委託などを検討し、受けやすい検診体制づくりを推進します。
- ・八頭町国民健康保険データヘルス計画事業との連携で糖尿病有病者の重症化予防対策を推進します。
- ・運動教室やウォーキング教室を開催します。
- ・こころの相談窓口の周知や睡眠の重要性に対する知識の普及を若年層から実施します。
- ・県が認定する禁煙登録施設の制度を活用し、町内の公共性の高い施設を重点的に登録することを推進していきます。
- ・自分の歯に合う歯科用補助清掃機具を使うことを周知していきます。

年金所得がある方の 住民税(町県民税)の徴収方法について



65歳以上の方の公的年金所得により計算される住民税額は、年金特別徴収制度により納付していただくこととなっています。

新たに公的年金を受け取られた方や65歳となられた方などは次のことを参考に、今年度の納税計画を立てていただきますよう、よろしくお願いいたします。

◎すでに年金特別徴収の方

(昭和27年4月1日以前生まれの方)

4月、6月、8月の年金からの天引き徴収額(仮徴収)は、(前年度分の年税額÷2)÷3の額を天引きします。

その後の10月、12月、2月の年金で(年税額-仮徴収額)÷3の額を差し引きます。

例:住民税が6万円(年金所得のみ)で、前年度の住民税も6万円の場合

継続者	年金からの天引き(特別徴収)					
	仮徴収			本徴収		
納付月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	(前年度分の年税額÷2)÷3			(年税額-仮徴収額)÷3		

◎新たに65歳になられた方

(昭和27年4月2日～昭和28年4月1日生まれの方)

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書で納めていただきます。

10月、12月、2月は年税額の1/6ずつを年金から天引きします。

例:住民税が6万円(年金所得のみ)の場合

新規者	納付書納付(普通徴収)			年金から天引き(特別徴収)		
	納付月	4月	6月	8月	10月	12月
税額	—	15,000	15,000	10,000	10,000	10,000
算出方法	—	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6

年金所得以外の所得がある方

年金所得以外に給与所得や農業所得などがある場合、年金からはその分の税額は天引きされません。年金特別徴収は年金所得で計算された税額だけを年金から天引きしますので、その他の所得にかかる税額は給与特別徴収や普通徴収で支払っていただくことになります。

年金所得があり給与特別徴収もある方

65歳以上の方については、年金特別徴収と給与特別徴収の2本立てでお支払いいただくこととなります。なかには不動産所得などを給与特別徴収とは別に普通徴収とされている方もあると思います。その場合は3本立て(年金、給与、普通徴収)でお支払いいただくこととなります。

65歳未満の方については、この年金所得分の住民税については給与特別徴収と合算して納付することが出来ます。

参考：住民税の徴収方法

普通徴収	給与特別徴収	年金特別徴収
<p>農業や自営業の方など、給与所得者以外の方の納付方法です。役場から送付する納付書でお支払いいただきます。</p> <p>納期は4期(6.8.10.1月)に分かれています。</p> <p>なお、金融機関の口座を登録して自動引き落としすることも出来ます。</p>	<p>事業所にお勤めの給与所得者の方の徴収方法です。</p> <p>事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から住民税を引き去り(給与天引きし)、納入していただきます。</p> <p>年税額を年12回に分割した金額が1カ月あたりの金額となります。</p>	<p>65歳以上で公的年金を受給されている方が対象です。</p> <p>年金の支払い月(偶数月)に年金から天引きされるので支払忘れがありません。</p> <p>住民税のほか介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民健康保険税(一部の方)もこの方法で徴収しています。</p>



人権擁護委員制度は

70周年を迎えました



人権擁護委員制度は、政府を一方

の車輪、民間人を他方の車輪として、

互いにその長所を生かし、短所を補う

両輪をつくるという着想により、昭和

23年7月17日に公布・施行された人

権擁護委員令によって誕生しました。

昭和24年6月1日、人権擁護委員

法が施行され、機構その他の充実、整

備が図られ、現在の人権擁護委員制

度が確立しました。

現在、約1万4千名の人権擁護委

員が全国の各市町村（東京都において

は区を含む。）に配置され、地域の皆さ

んから人権相談を受け、問題解決の

お手伝いをしたり、法務局の職員と協

力して人権侵害による被害者の救済

をしたり、地域の皆さんに人権につい

て関心を持ってもらえるような啓発

活動を行っています。（法務省ホーム

ページより）

八頭町では、現在9名の方が人権

擁護委員として委嘱を受け、活動し

ています。

【人権啓発活動】

・街頭広報

毎年、6月1日（人権擁護委員の

日）と12月の人権週間に、広報車で町

内全域を回り、公共施設や事業所を

訪問し、人権尊重の大切さを呼びか

けています。

・「人権の花」運動

児童が協力して植物を育てること

を通し、「いのちの大切さ」や「相手を

思う心」など、豊かな人権感覚を育む

ことを目的として全国で実施してい

ます。八頭町では毎年小学校2校で

実施し、人権教室もおこなっています。



小学校での人権教室

法務局電話相談

平日 午前8時30分～午後5時15分

みんなの人権110番

0570-003-110

子どもの人権110番

0120-007-110

女性の人権ホットライン

0570-070-810

パソコン、ケータイ、スマホから <http://www.jinken.go.jp/>

インターネット相談
(24時間受付)



ひとりで悩まず相談を



街頭広報活動

【人権相談】

いじめ・誹謗中傷・ハラスメント等、

人権に関する相談を毎月の総合相談

のほか、法務局では電話やインター

ネットでも相談を受けています。



平成29年6月「人権の花」運動 贈呈式(八東小学校)

平成30年度

人権問題講座を開催します

一人ひとりの人権が尊重されるまちをめざして人権問題講座を開催します。

この講座は、お互いを大切に、社会にひそむあらゆる差別や偏見に気づくことにより、差別解消に向けての知識を身につけ、実践できることを目的にしています。自分自身の人権感覚を磨き、正しい知識を習得するためにも是非ご参加ください。

今年度は年間9回を計画しており、第1回から第3回を郡家人権啓発センターで7月、8月に開催します。詳細につきましては広報やず7月号でお知らせします。

No.	日 時	講 師
1	7月12日(木) 19:00~20:30	音楽ライブユニットぼんかん。 谷口 尚美さん 岸本みゆうさん
2	7月19日(木) 19:00~20:30	とっとり震災支援連絡協議会 事務局長 佐藤 淳子さん 避難者の方
3	8月9日(木) 19:00~20:30	鳥取大学 名誉教授 國歳 真臣さん

会 場 郡家人権啓発センター

問い合わせ先 郡家人権啓発センター

☎・FAX 72-2672

※ 都合により日程等変更になることもあります。
 第4回から6回は船岡人権啓発センターで
 開催します。

平成30年度 人権啓発センター年間行事予定

日 程	行 事	会 場
9月	人権問題講座（第4回、第5回）	船岡人権啓発センター
10月	人権問題講座（第6回）	船岡人権啓発センター
10月27日~28日（予定）	船岡人権啓発センターまつり	船岡人権啓発センター
11月	人権問題講座（第7回、第8回）	中央人権啓発センター
11月24日~25日（予定）	郡家部落解放文化祭	郡家人権啓発センター
12月	人権問題講座（第9回）	中央人権啓発センター

第38回 八東解放文化祭開催のお知らせ

と き 7月14日(土)・7月15日(日)

と ころ 中央人権啓発センター、八東児童館

※詳細は広報7月号でお知らせします。

多数のみなさんの参加をお待ちしています。

笹まき作り・七夕交流会

ファミリーサポートセンターの方と一緒に、笹まきを作ります。みんなで歌ったり、ミュージックパネルなどお楽しみもあります。ぜひお越し下さい。

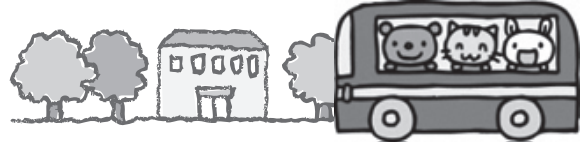


- 日時** 7月3日(火) 10:00~12:00
- 場所** 男女共同参画センター「かがやき」
- 持ち物** エプロン、三角巾、マスク
- 申し込み・問い合わせ**

※事前申し込みが必要です
子育て支援センター ☎72-3345

バスに乗って出かけよう! ～動物ふれあい体験～

バスに乗ってみんなで出かけませんか。動物との触れ合いを楽しんだり、お弁当と一緒に食べましょう!



- 日時** 6月13日(水) 10:00~13:00
- 場所** 真教寺公園
(町のバスに乗って出かけます)
- 集合場所** 子育て支援センター 10:00出発
- 定員** 20組
- 申込期限** 6月8日(金)
- 申し込み・問い合わせ**

子育て支援センター ☎72-3345

6月の主な行事

日	時	内容	会場
1	金 10:30~	『オカリナ演奏会』 ☆岸本みゆうさんのオカリナの素敵な音色を楽しみましょう。	子育て支援センター
5	火 10:00~	『クッキング』(要予約) 講師 八頭町管理栄養士 ☆お子様にも食べやすいおやつを作ります。	男女共同参画センター かがやき
13	水 10:00~13:00	『バス遠足』(要予約) 定員20組 ☆みんなで動物ふれあい体験に出かけましょう。	真教寺公園
16	土 10:30~	『キッズピクス』(要予約) 講師 浅見 真子さん ☆動きやすい服装でお越しください。 準備物 飲み物	子育て支援センター
19	火 10:30~	『ヨガ体操』(要予約) 定員16組 講師 西田 麻衣さん ☆動きやすい服装でお越しください。	男女共同参画センター かがやき
21	木 10:30~	『救急救命法』 協力 八頭町女性消防隊 ☆心肺蘇生法・AEDを使っの实技等	子育て支援センター
22	金 10:30~	『わらべうたあそび』 講師 西岡 恵子さん (わらべ館童謡・唱歌推進員)	子育て支援センター

交流会

智頭町子育て支援センターとの交流会を行いました

4月25日(水)、八頭町子育て支援センターで、智頭町子育て支援センターとの交流会を行いました。約20組の親子が集まり、とても賑やかでした。

交流会では、絵本の会に参加したり、ふれあい遊びを楽しんだり、やずびよんダンスを踊りました。慣れてくると笑顔がよく見られるようになり、短い時間でしたがみんなで楽しい時間を過ごすことができました。



みんなで遊んでいる様子

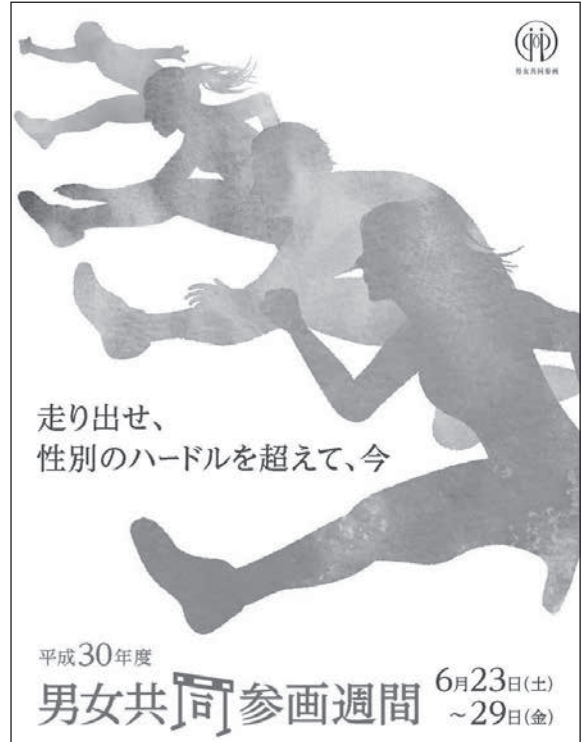
男女共同参画週間

走り出せ、性別のハードルを超えて、今

6月23日から29日までの1週間は、「男女共同参画週間」です。今年のキャッチフレーズは「走り出せ、性別のハードルを超えて、今」

2020年夏に我が国で開催される東京オリンピック・パラリンピックはスポーツへの関心を高める絶好の機会です。しかし日本では、アスリートのみならず運動を楽しむ場においても、指導者や競技団体役員など、スポーツに関わるあらゆる分野で女性は少数です。

様々なスポーツの場で、一般、学生、アマチュア、プロを問わず、男性、女性、誰もがよりスポーツに親しみ、チャレンジし、活躍できる社会を実現するため、皆さんも「性別のハードル」について考えてみましょう。



かがやき広場 ハローワークによる 出張就職相談会開催

再就職、転職を考えている方、履歴書や職務経歴書の作成など就職に向けて不明な点や不安なことに就業支援員が個別に相談に応じます。気軽にお申し込みください。

日時 6月22日(金) 13:30~16:30

場所 男女共同参画センター「かがやき」

相談員 就業支援員 有本かおりさん

※事前予約制

先着6名様(1人30分程度)

※相談は無料で、託児もあります。

申し込み・問い合わせ

八頭町男女共同参画センター「かがやき」

☎84-2361

かがやき広場 アンガーマネジメントセミナー ～イライラとの上手な付き合い方～

アンガーマネジメントとは、怒りの感情と上手に付き合うための心理トレーニングです。私たちの生活に大きく影響している「怒り」。その正体とは何なのか、どうすれば「怒り」と上手に付き合えるようになるのか、学んでみませんか。

日時 6月29日(金) 19:00~20:00

会場 男女共同参画センター「かがやき」

講師 アンガーマネジメント協会認定ファシリテーター
松永ちえみさん

参加費 無料(託児あり:無料)

対象者 講座に興味のある方

定員 20名

締切日 6月22日(金)

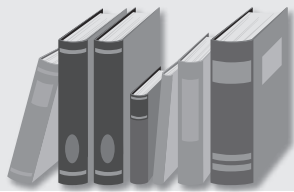
※定員になりしだい締め切らせていただきます。
電話かFAXでお申込みください。

申し込み・問い合わせ

八頭町男女共同参画センター「かがやき」

☎84-2361 FAX 84-2362

みんなの図書館



郡家図書館 八頭町宮谷 256-4 ☎72-6660
 船岡図書館 八頭町船岡 539-1 ☎72-3970
 八東図書館 八頭町北山 48-1 ☎84-6622
<http://www.town.yazu.tottori.jp/library/index.html>
 携帯電話・スマートフォンはこちらから

スマホサイト



携帯サイト



としょかん川柳コンテストを 開催します!

図書館にまつわる川柳を募集します。図書館への想いなどを五七五の言葉で表現してください。

例) 図書館で出会った一冊一生もの 八頭町太郎

【応募方法】

- ・大人の方は一般の部、小中学生は小中学生の部へ応募してください。
- ・1人3句まで応募できます。
- ・応募用紙に川柳、ペンネーム、氏名、連絡先をご記入の上、図書館の応募箱に入れてください。(小中学生は学校の応募箱に入れることもできます。)

締め切りは **8月31日** です。

賞の発表は、「広報やず 12月号」と「くつろぎタイム 12月号」(図書館だより)で行います。また応募作品はペンネームと合わせて「広報やず」、「くつろぎタイム」(図書館だより)に掲載する予定です。

くらしと仕事支援講座 vol.22

60歳からのライフプラン

日時 6月30日(土) 14:00~15:30

講師 伊木 恭憲氏

(株)FPブレーション ファイナンシャル・プランナー

内容 年金、保険、退職後の生活

会場 中央公民館

定員 20名 (申込み先着順)

*参加費無料

お申し込みは各図書館までお願いいたします
 (電話・FAX・メールでの申し込みも可能です)

ちまきづくりと おはなし会



日時 6月23日(土) 10:00~12:00

場所 八東体育文化センター(調理室・和室)

詳しくは八東図書館までお問い合わせください。

新しく入った本

*他館所蔵のものはお取り寄せできます。
 *貸出中の場合はご予約ください。
 (インターネットからも予約ができます)

郡家図書館

- | | |
|--------------------|---------|
| 1 流れの勘蔵 鎌倉河岸捕物控 32 | 佐伯 泰英 |
| 2 警官の掟 | 佐々木 譲 |
| 3 デートクレンジング | 柚木 麻子 |
| 4 京都感傷旅行 | 西村京太郎 |
| 5 極上の孤独 | 下重 暁子 |
| 6 どうぶつだあれかな | かきもこうぞう |

船岡図書館

- | | |
|------------------|-----------|
| 1 玉村警部補の巡礼 | 海堂 尊 |
| 2 鴨川食堂はんなり5 | 柏井 壽 |
| 3 砂の家 | 堂場 瞬一 |
| 4 炎と怒り トランプ政権の内幕 | マイケル ウォルフ |
| 5 アラルエン戦記 11 | ジョン フラナガン |
| 6 ぐるぐるちゃんかくれんぼ | 長江 青 |

八東図書館

- | | |
|-----------------------|-------|
| 1 ウドウロク | 有働由美子 |
| 2 ヘイ・ジュード 東京バンドワゴン 13 | 小路 幸也 |
| 3 カットバック 警視庁 F C 2 | 今野 敏 |
| 4 お布団はタイムマシーン 木皿食堂 3 | 木皿 泉 |
| 5 ネギの安定多収栽培 | 松本美枝子 |
| 6 羽毛恐竜 | 大島英太郎 |

6月のカレンダー

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

■ 休館日 ■ 開館時間 10:00 ~ 18:00

おはなし会 ※申し込み不要・大人も入れます

	郡家図書館	船岡図書館	八東図書館
日にち 時間	6月16日(土) 11:00~11:30 14:30~15:00	6月9日(土) 10:30~11:00 15:00~15:30	6月10日(日) 10:30~11:00 14:00~14:30
		6月21日(木) 16:00~16:30	

としょかん川柳

図書館は いろいろな知識の 宝箱 (霊夢)

「八頭町高齢者大学」 学生

募集

八頭町中央公民館では、60歳以上の方が対象の高齢者大学として、「郡家ふれあい大学」「船岡竹林カレッジ」「八東シニア大学」を開催します。

広報や5月号の折込チラシに引き続き、学生を追加募集しますので、皆さまの入校をお待ちしております。

入校資格

60歳以上の方
(平成30年4月1日現在)
※老人クラブ未加入の方も入学できます。

実施期間

平成30年6月開校予定
(年間8回程度)

学習内容

各種講座、視察研修、映画会など

実施主会場

郡家地域：中央公民館
船岡地域：船岡地区公民館
八東地域：中央人権啓発センター
※合同事業は八東体育文化センターで行います。

申込方法

中央公民館または各地区公民館へお申込みください。

男の料理教室受講生

募集

作って楽しい・食べて楽しい・ひとつ料理の腕前をあげてみませんか？今年度も男の料理教室を開講します。男性の皆さま、ふるってご参加ください。

開催回数

月1回 / 年間6回程度

時間

土曜日 10:00から(内容により変更あり)

会場

八東地区公民館(中央人権啓発センター)

講師

内容により依頼

参加費

その都度食材費の実費を集金

定員

15名程度

申込期限

6月17日(日)

申込み先

中央公民館(月曜・祝日休館 ☎72-3113)

子どもシアター〈6月〉

場所

中央公民館 2階視聴覚室

日時

6月10日(日) 10:00 ~ 11:50

入場料

無料

映画

劇場版 名探偵コナン『漆黒の追跡者』
チェイス

「農作業中の事故に注意しましょう！」
「事故防止は、一人一人の安全意識から」

農作業事故を防ぐために

- ・機械や道具の整備、点検は計画的に早めに行う
- ・機械の点検、調整はエンジンを停止して行う
- ・作業機やトラクターに人を乗せて運ばない
- ・体調管理を行い、休憩を取りながらゆとりをもって農作業を行う
- ・崩落しやすい路肩やあぜ道では、運転に注意する
- ・狭い道路やほ場、急な坂道では必ず安全確認を行い、無理な運転は避ける
- ・農作業や機械作業に適した服装を心がける
- ・靴やステップについた泥は取り除く

泥を落としましょう

トラクターなどによる農作業の際は、田や畑から道路へ出る前に必ず泥を落としましょう。

道路に落ちた泥は、歩行者の通行の妨げとなり危険です。やむを得ず泥を落とした場合は、速やかにスコップで取り除くなど、道路の清掃をしましょう。

問い合わせ

農業委員会事務局

☎76-0207

八頭町オリジナル 原付ナンバーを交付しています

八頭町では特産品であるフルーツとマスコットキャラクターの「やずびょん」を町内外へ広くPRするため、オリジナルデザインのナンバープレートを交付しています。すでに八頭町のナンバープレートを取得されている場合も、オリジナルナンバーに交換できます。

対象車種 原付1種 50cc以下

交付場所 税務課および各庁舎住民課

手数料 なし

交付手続きに必要なもの

- ・原動機付自転車の譲渡書
- ・印鑑
- ・使用中のナンバープレート(交換の場合)

※標識番号の希望はお受けできません。

※今までどおり、通常のナンバープレートも交付しています。

※通常のナンバープレート(100mm×170mm)より大判(100mm×200mm)となりますので、取り付け可能かご確認の上、お手続きください。

※軽自動車税は従来どおり2,000円です。



問い合わせ 税務課 ☎ 76-0204

八頭町小中学校等入学祝い金(商品券) の有効期限について

本年4月に小中学校等に入学した児童生徒の保護者等を対象に交付した入学祝い金(商品券)について、有効期限が下記のとおりとなっています。

まだご利用されていない商品券がありましたら、有効期限内にご利用ください。

有効期限 7月31日(火)

問い合わせ 学校教育課 ☎ 84-1231



お知らせ

八頭町教育委員に再任



加藤 美保
教育委員

任期満了に伴い加藤美保教育委員(皆原)が、3月6日開催の町議会で議会承認を得て、教育委員に再任されました。任期は、平成30年5月3日から4年間です。また、5月3日に開催された臨時教育委員会において、教育長職務代理者に山崎泰國教育委員(市場)が選任されました。

教科書展示会のお知らせ

小・中・高等学校並びに特別支援学校で使用される教科書見本の展示会を県内10カ所の教科書センターで開催します。

この展示会は、教育関係者や保護者をはじめとする県民のみなさんに、広く教科書の内容について公開し、子どもたちが使用する教科書について関心や理解を深めていただくために行うものです。

展示会場 郡家図書館(休館日: 8日、28日)
鳥取市立中央図書館
鳥取県教育センター など
※会場により展示教科書が異なります。

展示期間 6月8日(金)～7月5日(木)

問い合わせ 鳥取県教育委員会 小中学校課
☎ 0857-26-7935

行政書士会無料相談

相続・遺言、成年後見、帰化・在留許可等の手続きなど(行政書士対応)

日時 6月9日(土) 10:00～15:00

会場 県立図書館2階 小研修室

問い合わせ 鳥取県行政書士会事務局
☎ 0857-24-2744

平成30年度狩猟免許試験 野生鳥獣の捕獲には狩猟免許が必要です

イノシシ、シカなどの鳥獣による農作物被害が、大きな問題となっています。農林水産業を守り、地域の維持を図るためにも狩猟免許を取得して、狩猟や有害鳥獣捕獲許可などにより、有害鳥獣を捕獲して、安心できる生活や生産活動ができる環境を作りましょう。

平成30年度の狩猟者養成講習会と狩猟免許試験が下記の日程で実施されます。受講と受験を希望される方は、直接鳥取県庁緑豊かな自然課へお申し込みください。申請書等は、役場各庁舎に備えています。

試験日、会場及び申込期限

区 分	講習会	試 験
日 時	7月29日(日) 9:00~16:00	8月26日(日) 9:30~17:00
会 場	鳥取県立 社会福祉人材 研修センター	鳥取県庁
申込期限	7月25日(水)	8月15日(水)
経 費 等	1,500円 (テキスト代)	下表参照

試験種類及び受験手数料

区 分	受験手数料	
	新規受験者	既に他の種類の免許取得者
網猟免許 (網用)	4,300円	2,800円
わな猟免許 (わな用)	4,300円	2,800円
第一種銃猟免許 (装薬銃・ 空気銃用)	5,200円	3,900円
第二種銃猟免許 (空気銃用)	5,200円	3,900円

申し込み・問い合わせ

鳥取県生活環境部緑豊かな自然課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220
☎ 0857-26-7978

クマの出没に注意してください!!

今の時期、クマは冬眠明けでエサを求めて活発に行動します。

クマに遭遇しないために次のことにご注意ください。

- ・早朝や夜間の外出の際は、十分に気をつけてください。
- ・登山や作業等で山に入る場合は、細心の注意で行動をしてください。
- ・クマに遭遇しないために、クマ鈴やラジオ等の音を出して、クマに自分の存在を知らせてください。
- ・クマのエサとなるような生ゴミや果物等を民家の付近には放置しないでください。

※クマを目撃した場合や足跡などの痕跡を見つけた場合は、至急役場までご連絡ください。



▲クマの足跡

連絡先 産業観光課 ☎ 76-0208

コイヘルペスウイルス病にご注意を

コイヘルペスウイルス病拡大防止のために次のことにご注意ください。

- ・自宅等で飼育しているコイを、生死に関係なくほかの川や池に持ち出さないでください。
- ・異常のあるコイを見つけた場合は、速やかに役場に連絡してください。

連絡先 産業観光課 ☎ 76-0208

農業者年金受給者の皆様へ 現況届は6月29日(金)までに提出して下さい

現況届は、年金受給者の方が年金を受給する資格があるか否かについて毎年6月に確認するものです。

現況届が届く時期は5月下旬

現況届の用紙は、農業者年金基金から本人あてに5月末日頃直接送付されます。

現況届の提出は必ず6月中に役場へ 提出して下さい。

6月1日(金)から6月29日(金)までに下記のいずれかへ提出してください。

提出先 農業委員会事務局
船岡庁舎住民課
八東庁舎住民課

- ◎受給者本人が署名・記入することが困難な場合は、代理人(親族等)が署名・記入を行ってください。
- ◎死亡や住所変更をされている場合は農業委員会事務局へご連絡ください。

※ 現況届の提出がない場合は、11月から年金の支払いが差し止められますのでご注意ください。

問い合わせ 農業委員会事務局 ☎ 76-0207

因幡霊場での動物(ペット)火葬の 一時休止について

因幡霊場の動物炉は補修工事のため、7月8日(日)から7月29日(日)まで、動物炉の火葬業務(ペットの火葬)を休止します。

利用者の皆様には、大変ご迷惑をお掛けしますが、ご理解いただきますようお願いいたします。

問い合わせ

因幡霊場 ☎ 0857-51-8320
東部広域 福祉環境課 ☎ 0857-26-0532



お買い物には、
マイバッグを
持参しましょう

第3回定例農業委員会の開催について

開催日 6月13日(水) 午後1時30分～

開催場所 船岡地区公民館

提出先・問い合わせ 農業委員会事務局
☎ 76-0207

申請書は、毎月20日までに提出してください。
翌月の定例農業委員会で審議します。

森林の土地を取得したときは届出を

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月以降に森林の土地を取得した方は、市町村長への事後届出が義務付けられています。

個人・法人を問わず、売買や相続等により森林の土地(登記上の地目によらず、取得した土地が森林となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。)を新たに取得した方は、面積の大小に関わらず届け出を役場に提出してください。

提出先・問い合わせ 産業観光課 ☎ 76-0208

平成30年度地籍調査について

本町では、昭和62年から国土調査法に基づく地籍調査を実施しています。この調査は一筆ごとの土地について正確な調査と高精度な測量を行うもので、その成果は個人の土地取引や公的機関による地域の整備など土地に係る基礎データとして使用されます。また、地籍図及び地籍簿の写しは法務局に送付され、これまでの登記簿が書き改められるほか、公図に代わる地図として備えつけられます。

関係者の皆様には別に通知致しますが、調査にご理解とご協力をお願いします。

調査開始日	調査地区名	
5月22日	八東地域	用呂の一部
5月22日	船岡地域	船岡殿の一部
7月4日	船岡地域	水口の一部
5月21日	郡家地域	上津黒の一部
5月21日	郡家地域	落岩の一部

問い合わせ 地籍調査課 ☎ 72-3154

下水道施設の適正な ご利用をお願いします

下水道施設はすべての人に快適な生活環境を実現するとともに、将来にわたり自然環境の保全に寄与するうえでなくてはならない大切な施設です。

使用する一人ひとりが下水道施設を適正にご利用いただくことで、施設の故障や不具合が避けられ、補修費用の軽減につながるようになります。

今後とも下水道施設の適正なご利用をお願いします。



マンホールポンプに詰まっていたウェットティッシュの塊り

下水道施設に流してはいけないものの一例

- ・ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、ねこ等のトイレ砂

(水に溶ける製品でもまとめて流すと水に溶けにくくなり、詰まりの原因となります)

- ・食用油、灯油、ガソリン

(食用油は冷えると下水道施設に固着してしまい詰まりの原因となるほか、微生物による汚泥の分解に悪影響を及ぼしますので、適切な処理をお願いします)

問い合わせ 上下水道課 ☎ 72-3973

入札結果

入札日	平成30年4月17日(火)
委託業務名	平成30年度八頭町地籍調査事業一筆地調査委託業務
委託業務場所	八頭郡八頭町用呂
所管課	地籍調査課
落札金額	10,454,400円(税込)
落札業者	八頭中央森林組合

公営住宅入居者募集

公営住宅の入居者を次の要領のとおり募集します。

団地名・所在地等

団地名	場所	構造等	間取り
県営住宅船岡団地5号	八頭町船岡850番地2	木造 2階建 3DK 平成8年築	1階 和室6畳・DK 浴室・トイレ 外物置 2階 和室6畳 洋室6畳
県営住宅集団地4号	八頭町見槻中187番地1	木造 2階建 3DK 平成2年築	1階 和室6畳・DK 浴室・トイレ 外物置 2階 和室6畳 洋室5畳
県営住宅集団地10号	八頭町見槻中175番地1	木造 2階建 3DK 平成12年築	1階 和室6畳・DK 浴室・トイレ 外物置 2階 和室6畳 洋室6畳

月額家賃 収入により決定します。

敷金 月額家賃の3か月分

募集期間 6月1日(金)～6月15日(金)

選考 入居審査会、または抽選で決定します。

入居予定 6月末

入居資格 詳しくは、下記までお問い合わせください。

申し込み・問い合わせ

八頭町役場 建設課 ☎ 76-0206

税務職員の募集

国税庁では、税務職員を募集しています。採用試験の募集要項等、詳しくは下記へお問い合わせください。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

受験申込書、パンフレットの請求、問い合わせ

広島国税局 総務部 人事第二課 試験研修係
〒730-8521 広島市中区上八丁堀6-30

☎082-221-9211 内線 3743・3635

またはお近くの税務署総務課へ

若桜鉄道観光列車「昭和」 に向けて手を振ろう!!

たくさんの観光客を乗せた観光列車「昭和」の6月の運行日程は、下記のとおりです。走行している列車を見かけましたら、駅や沿線から、「お手振り」などのおもてなしにご協力をお願いします。なお、ツアー応募状況により、運行は急遽キャンセルになる場合があります。

■観光列車「昭和」運行日程

日 付	発 着 地
6月3日(日)	郡家発(10:45)
6月10日(日)	郡家発(10:45)
6月17日(日)	郡家発(10:45)

■観光列車「昭和」各駅運転時間

【若桜駅発】		【郡家駅発】	
駅 名	出発時間	駅 名	出発時間
若 桜	9:30	郡 家	10:45
丹 比	9:37	八頭高校前	10:47
徳 丸	9:40	因幡船岡	10:49
八 東	9:43	隼	10:53
安 部	9:47	安 部	10:57
隼	9:51	八 東	11:01
因幡船岡	9:55	徳 丸	11:04
八頭高校前	9:57	丹 比	11:08
郡 家	10:00 着	若 桜	11:15 着



ケーブルテレビをご覧の皆様へ やずチャンネル(11ch)

八頭町議会 本会議

6月7日(木)・8日(金)・11日(月)・
12日(火)・20日(水)

八頭町議会の定例会の「本会議」を放送
します。ぜひご覧ください。

6月放送予定新番組

- * 下船岡神社神幸祭
- * 八東小学校運動会
- * 町グラウンドゴルフ大会

【追加募集】

魅力ある地域づくり推進事業の募集

八頭町では、地域振興や活性化につながる事業に主体的に取り組んでいただける個人、団体等の活動を支援しています。このたび追加募集を行いますので、ご応募ください。

対象事業 平成31年3月までに実施予定の次の事業とします。

- ①地域振興及び活性化のために展開される事業
- ②地域の観光PRや情報発信につながる事業
- ③交流人口拡大につながる事業
- ④地域資源を活用した特産品やブランドの開発事業
- ⑤地域振興及び活性化のための人材育成事業
- ⑥人権意識の高揚を図るための事業 など

補助内容 事業費のうち、補助対象として必要と認める経費の8割を超えない範囲で、上限は20万円とします。(食糧費、人件費及び備品購入費は補助対象外)

応募資格 八頭町に住所を有する個人、団体

募集期間 6月1日(金)～6月29日(金)

募集事業数 1事業程度

※募集事業数を超えた場合、希望に沿えないことがありますのでご了承ください。

応募方法及び応募先

事業計画書、収支予算書を添えて、役場企画課へ提出して下さい。(様式は企画課にあります。) ☎ 76-0212

八頭町地域福祉推進計画進発フォーラム ～まちが変わる 福祉で変える～

すべての人々が受け止められ、互いに支えあい、生きがいを持って暮らすことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

こうした社会情勢を踏まえ、本年度策定された八頭町地域福祉推進計画で目指す八頭町の地域福祉の姿を語り合います。

日 時 6月23日(土) 13:30～16:30

場 所 八東体育文化センター

基調講演 「さあ始めよう!

夢を明日へつなぐ福祉のまちづくり
鳥取大学 地域学部
准教授 竹川 俊夫 さん

シンポジウム

田中 壽人 さん(八頭町民生児童委員協議会)

岡森 裕 さん(八頭町老人クラブ連合会・
下私都地区まちづくり委員会)

竹内 良一 さん(八頭町身体障害者福祉協会)

福田 眞弓 さん(母子生活支援施設 のぞみ)

森本 正孝 さん(社会福祉法人 やず)

問い合わせ

八頭町福祉課 ☎ 72-3586

八頭町社会福祉協議会 ☎ 72-0021

労働セミナーの開催について

【第1回】

日 時 6月12日(火) 14:00～15:30

会 場 鳥取市人権交流プラザ 2階研修室
(鳥取市幸町151)

テ ー マ アンガーマネジメントで円滑な人間
関係づくり

内 容 怒りをコントロールする方法を学
んで、職場でのコミュニケーション
に活かそう!

【第2回】

日 時 7月3日(火) 14:00～15:30

会 場 鳥取県立図書館 2階大研修室
(鳥取市尚徳町101)

テ ー マ かしこい働き方と家計管理術

内 容 扶養の考え方や給与控除の内容と
仕組みを理解し、将来の働き方や
ライフプランの立て方を解説。

※参加費は無料ですが、申し込みが必要です。

電話もしくはFAXでお申し込みください。

※求職活動中の方は証明書を準備しますので、
申し込み時にお知らせください。

申し込み・問い合わせ

鳥取県中小企業労働相談所 みなくる鳥取

☎ 0857-25-3000 FAX 0857-25-3001

夏休み企画「裁判をやってみよう!」

日 時 7月27日(金)

午前の部

9:20～12:00

午後の部

13:30～16:10



場 所 鳥取地方・家庭裁判所

内 容 模擬裁判、評議、法廷内見学

対 象 者 小学校5年生及び6年生

定 員 各15名(保護者同伴とする)
※事前申し込みが必要です。

申し込み・問い合わせ

鳥取地方・家庭裁判所事務局総務課庶務係

☎ 0857-22-2171

電源立地地域対策交付金で整備

電源立地地域対策交付金は、発電用施設の立地地域・周辺地域で行われる公共用施設整備等の事業に対して交付されるものです。

平成29年度の事業として、生活基盤の整備を図るため、電源立地地域対策交付金を活用して以下の事業を実施しました。

南地内水路改修工事(上南地内)

事業費 2,772千円

事業内容 水路改修

市谷法面等改修工事(市谷地内)

事業費 2,916千円

事業内容 法面改修、舗装改修



まちの話題

話題・情報は地方創生室へ

TEL 76-0213 FAX 76-0217

eメール yazu-kouhou@town.yazu.tottori.jp

駅なか寄席inやず

5月5日(土)、ふらつとぴあ・やずを会場に「駅なか寄席inやず」を開催しました。

当日は、八頭町観光大使を務める桂三風さんと、関西を中心に活動されている笑福亭銀瓶さんにご出演いただき、本場の上方落語を披露していただきました。

来場された方々は、「八頭町ネタ」を織り交ぜた創作落語に大爆笑され、会場内は終始笑いに包まれました。



八東川をクリーンアップ

八東川のきれいな水を守るため、八東川クリーンアップ大作戦が好天に恵まれた4月21日(土)に実施されました。

この催しは、八頭町をはじめ、鳥取県・若桜町・公立鳥取環境大学・NPO法人八東川清流クラブが実行委員会を組織して、実施したものです。

八東川流域の八頭町・若桜町内3か所でビン・カンやプラスチックごみなどを収集し、回収量は約1.6トンで昨年より300kg増えました。

一般住民のほか、行政や企業などのボランティア参加者は約320人。参加者たちは心地よい汗を流しました。



八頭町ふるさと百景

～塩上の枕状溶岩～

近年は県内外から多くの観光客が訪れる大江谷。その谷間を流れる大江川のほとりにひっそりとあるのが「塩上の枕状溶岩」です。

枕状溶岩は、溶岩が水中を流れるときにできるもので、古生代末から三畳紀頃(約3～2億年前)に形成されたものと考えられています。

この枕状溶岩が地表面で明瞭に観察できる場所として塩上以外に知られていないことから、専門家の間では希少性が高く、さらには学術的価値も高いと認識されています。

かつて八頭町が海の底に沈んでいたことを示す枕状溶岩は、私たちに太古のロマンを与えてくれる存在と言えます。



アクセス方法、その他写真等詳しい情報は「やずナビ」ホームページをご覧ください。
<http://yazukanko.jp>

八頭町敬老会が開催されました

長年にわたり社会で尽力された敬老者の皆さまのご長寿をお祝いするため、今年度も4月15日(日)に郡家地域で、4月22日(日)に八東地域と船岡地域で八頭町敬老会を盛大に開催しました。今年度の町内の敬老者は約3,100名で、そのうち米寿を迎えられた方々は152名いらっしゃいました。敬老会当日は、各地区公民館、各集落の皆さん、演芸出演者の皆さん全員で祝宴を盛り上げました。



郡家地域



八東地域



船岡地区



隼地区



済美地区



大江地区

有 料 廣 告

フルーツ総合センターからの
お知らせ

■6月の土曜日は2日・16日 9時～11時
大好評つきたてもち、地元産の新鮮野菜、
梅酒・梅干し用の梅などを販売します。
お出かけの際はぜひお立ち寄りください。



問い合わせ フルーツ総合センター ☎84-3870

信頼・安心の店

電化製品／修理／リフォーム
電気工事／水道トラブル／補聴器

パナックたなか

電話 73-0273 FAX 72-1051(田中電器)

会館葬・自宅葬 年中無休 フリーダイヤル
24時間受付 0120-72-0004



郡家店 八頭町奥谷 Tel 72-0004
やず会館 八頭町下坂 Tel 73-0444

宿泊・宴会・昼食 平日が断然お得!!



お客様のニーズに合わせ
各種プランを取り揃え
お待ちしております。

〒682-0122 三朝町山田180
TEL 0858-43-0828

日帰り入浴もご利用いただけます。

溪泉閣 |

検索

さんさんバス有料広告募集

車両	サイズ	1日	1月
車内	B3判 (横長)	100円	3,000円
	A3判 (横長)	80円	2,400円
	B4判	50円	1,500円
車外	A3版 (横長)	—	5,000円

なお、車内広告は中型バス、車外広告は10人乗りバスとなります。

問い合わせ 企画課 ☎76-0212

広報やず有料広告募集

広告サイズ: 1 枠縦4.5cm×横8.0cm
広告掲載料

掲載期間	月額料金
1～3か月	5,000円
4～6か月	4,500円
7～12か月	4,000円

問い合わせ 地方創生室 ☎76-0213



☐お問い合わせ

故人との最後のお別れを充実した施設と経験・実績を積んだスタッフがお手伝いいたします。

年中無休 24時間365日受付 自宅葬・会館葬・寺院葬・社葬・団体葬

0120-0857-60

〒680-0531 八頭郡八頭町才代 156-2
TEL0858-71-0983 FAX0858-71-0984

6月は…

町県民税(1期分)

国民健康保険税(1期分)

介護保険料(1期分) の納付月です

納付期限・口座引落日は、7月2日(月)です。
納期内の納付にご協力をお願いします。

有毒植物による食中毒にご注意を

毎年、山菜狩りなどで誤って有毒な野草を採取して食べたことによる食中毒が発生しています。

食用と確実に判断できない植物については、「採らない」「食べない」「売らない」「人にあげない」ようにしましょう。

ひとのうごき 平成30年5月15日届出現在(敬称略)

おめでた	誕生日	名前	ところ	おとうさん・おかあさん
	4月12日	山邊 諒太 ^{りょうた}	(石田百井)	裕司・久美子
	18日	山根 優菜 ^{ゆま}	(糠塚)	学・裕子
	20日	本田 萌咲 ^{もえ}	(郡家殿)	裕二・聖枝
	22日	石谷 結月 ^{ゆづき}	(門尾)	恒生・祐子

おくやみ	日付	名前	ところ	年齢
	4月10日	橋上 千之	(丸山)	85歳
	15日	日笠 數江	(下南)	90歳
	17日	米川 紀子	(ドミールこおげ)	68歳
	21日	瀧田 孝友	(井古)	78歳
	24日	西川 哲實	(上日下部)	88歳
	26日	湯川 健一	(堀越)	79歳
	29日	加賀田志延	(糠塚)	68歳
	30日	西村 秀夫	(堀越)	86歳
	5月3日	衣笠美代子	(下津黒)	86歳
	7日	岸本 節子	(下津黒)	97歳
	9日	伊藤かね子	(門尾)	90歳
	10日	沖田 悦子	(郡家東)	80歳
	11日	中山 瑞恵	(門尾)	89歳
	13日	山本 淑子	(福地)	100歳
	13日	田渕 昌秀	(坂田)	95歳

因幡霊場の休場日

今月の休場日は6月12日(火)です。
詳しくは、因幡霊場(☎0857-51-8320)へ

八頭町の世帯数と人口

5月1日現在
()内は前月比

世帯数	6,111 世帯 (+18)
総人口	17,326 人 (+7)
男	8,369 人 (+2)
女	8,957 人 (+5)

6月の窓口業務時間延長実施日

実施日 毎週金曜日
(1日、8日、15日、22日、29日)

実施時間 17:15 ~ 19:00

実施場所 八頭町役場本庁舎

*詳しくは、町民課(☎76-0211)または
税務課(☎76-0204)にお問い合わせください。

弁護士による「無料相談」

さまざまな問題に弁護士が無料で法律相談に応じます。(事前予約制・先着5名)

日時 7月13日(金) 13:30~16:00

会場 中央公民館

問い合わせ 企画課 ☎76-0212

総合相談(人権・行政・心配ごと)

人権擁護委員、行政相談委員などが無料で相談を受けます。お気軽にご相談ください。また、電話での相談を希望される方は、人権推進課へご連絡ください。相談会場にお繋ぎします。

日時 6月13日(水) 13:30~16:00

会場 中央公民館、船岡・丹比地区公民館

問い合わせ 人権推進課 ☎84-1228

巡回行政相談

国などの行政に関する相談はありませんか？
行政相談委員が無料で相談をお受けします。

日時 6月23日(土) 13:30~15:30

会場 済美地区公民館

問い合わせ 企画課 ☎76-0212

司法書士による「無料法律相談会」

相続、不動産登記、会社・法人登記、成年後見、多重債務など(要予約)

日時 6月19日(火) 16:00~18:00

会場 鳥取県立図書館2階 小研修室

問い合わせ 鳥取県司法書士会
☎0857-24-7024

男女共同参画啓発シリーズ ①45

男女共同参画週間がはじまります

皆さんは「男女共同参画週間」をご存知でしょうか？毎年6月23日から29日までの1週間、男女共同参画社会について理解を深めることを目指して平成13年度から様々な取り組みが行われており、今年度で17回目になります。

男女共同参画社会とは、男性と女性が互いに尊重しあい、社会のあらゆる分野において、一人ひとりの個性を認めた上で、性別を越えて男性も女性も能力を発揮することが出来る社会のことです。今年度の男女共同参画週間のキャッチフレーズは『走り出せ、性別のハードルを超えて、今』です。「自分らしく」活躍できる社会を目指し、まずはそのハードルを下げるところからはじめて、皆で飛び越えていきませんか。



やずミニSL博物館に出かけよう!



開館時間 9:00~17:00

休館日 毎週水曜日
(水曜日が祝日の場合は翌日)

入館料 大人(高校生以上)……200円
小人(中学生以下)……無料

乗車体験 土・日・祝日の10:00~15:00(雨天中止)
1人1回100円

その他 団体予約可(平日20名以上)

問い合わせ やずミニSL博物館
☎ 71-0032

ご家族で八東ふる里の森に出かけよう!

美しいブナの原生林の中で、森林浴やバーベキューをお楽しみください。



問い合わせ 八東ふる里の森管理事務所
☎ 84-3799